

令和8年度事務事業概要書（抜粋）

令和8年10月2日 茅ヶ崎市立図書館協議会
第1回定例会 参考資料 2

部局名	課かい名	事務事業名	事業概要	法的根拠	根拠法令等
教育推進部	青少年会館	青少年会館の自主事業	青少年の健全育成のため、余暇活動推進の一環として「居場所づくり」・「多様な体験活動と学習の機会の提供」を目的とした自主事業を次の事業別に実施します。 【自主事業内訳】 1. 青少年事業 2. 子ども事業 3. 親子事業 4. 交流事業 5. 開放事業	なし	
教育推進部	図書館	施設維持管理及び運営事業	老若男女、誰もが利用できる教育施設である本市の公立図書館として、図書館業務の円滑な遂行のため、図書館運営に関する設備等の管理保守点検業務等を行います。 図書館は、昭和58年7月に開館し、築40年を経過していることから施設を適切に維持管理すると共に、幅広い年齢層の方が安心して来館できる図書館を目指します。 なお、令和8年度は図書館本館トイレ改修に向けてトイレ改修設計業務委託を行います。	あり	・教育基本法 第12条第2項 ・図書館法 第3条第1号～第9号 ・茅ヶ崎市立図書館条例 第1条 ・茅ヶ崎市立図書館運営規則 第2条第1号～第9号
教育推進部	図書館	会議室の利用貸出事業	年間を通し、社会教育に関わる団体の活動の場を提供するため、無料で利用できる図書館内会議室等（第1～第4会議室及び展示ホール）の申込受付、貸出、管理業務等を行います。 ・第1会議室 定員72名 60平方メートル ・第2会議室 定員24名 40平方メートル ・第3会議室 定員 8名 18平方メートル ・第4会議室 定員10名 22平方メートル（和室） ・展示ホール 展示ケース6台 84平方メートル	あり	・社会教育法第9条第1項 ・図書館法第3条第8号 ・茅ヶ崎市立図書館条例第5条第1項～3項及び第6条から第14条まで ・茅ヶ崎市立図書館運営規則第16条～第23条
教育推進部	図書館	図書館協議会事業	図書館法に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関として設置されている茅ヶ崎市立図書館協議会の開催準備及び運営、会議録の作成を行います。 また、任期満了の委員について、委嘱事務を行います。	あり	図書館法第14条第2項 茅ヶ崎市図書館条例第15条
教育推進部	図書館	図書館資料収集事業	図書館資料を的確かつ円滑に選定するために設置された茅ヶ崎市立図書館選定委員会により、資料収集方針に基づき本市の図書館にふさわしく、かつ、多様化する市民ニーズや社会状況に応じた幅広い分野からの資料収集を行い、図書館の資料の充実に努めます。また、地域の要望に応じた資料の収集を行い、引き続き新たな資料のデジタル化を進めます。	あり	図書館法第3条第1号 茅ヶ崎市立図書館運営規則第2条第1項第1号
教育推進部	図書館	図書館利用及び貸出事業	市民の学習活動等を支援し、高度化・多様化するニーズに応えるため、貸出・返却や予約・リクエストサービスだけでなく、障がい者向けサービスや家庭配本サービスなど図書館利用における幅広いサービスを提供します。 本館から遠い地域でも資料の利用ができるよう、本館、分館、各図書室等をつなぐ配送システムにより、他館（他図書室）所蔵の資料を貸出し、返却できるサービスを行います。 予約資料受取ロッカー（うけとりちゃんDX）を運営し、非対面・非接触で資料を貸出しできるサービスを引き続き行います。 利用者が求める情報・資料に適切に案内できるよう、レファレンスの向上を含め、図書館職員の専門性や、コミュニケーション能力の向上を図ります。	あり	茅ヶ崎市立図書館運営規則第2条第1項第1号
教育推進部	図書館	図書館自主事業	市民の自主的・自発的な学習活動を援助するために、図書館ボランティア、大学、民間との連携により、多様な学習機会の提供に努めるとともに、検証を行い、今後の読書活動へのきっかけづくりとなるように取り組みます。 時流に合わせた特別展示や学校連携等で作成したPOPによる本の紹介をします。 また、除籍資料等の再活用（リユース）のため、ブックリサイクルを実施します。	あり	図書館法第3条第6号、第8号 茅ヶ崎市立図書館運営規則第2条第6号
教育推進部	図書館	視聴覚資料事業	市民のニーズを把握した視聴覚資料（CD・DVD）の収集及び貸出しを行います。 映像資料を活用し、市民のニーズに沿った映画会を実施します。 視聴覚ライブラリーを運営し、資料の収集を行うとともに、茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町に事務所等を有する団体に向けて映像機器（プロジェクター、スクリーン等）や上映機付の映像作品（DVD等）の貸出を行います。	あり	図書館法第3条第1号 茅ヶ崎市立図書館運営規則第2条第1項第1号
教育推進部	図書館	各図書館協会事務事業	日本図書館協会、全国公共図書館協議会、関東地区公共図書館協議会、神奈川県図書館協会に加盟し、各図書館との情報交換を行うとともに、各種研修会に参加します。	あり	図書館法第3条第4号 茅ヶ崎市立図書館運営規則第2条第4号
教育推進部	図書館	図書館の相互利用事業	高度化・多様化する利用者及び市民の要望に対応するとともに、利用者及び市民の学習活動を支援する機能の充実に図るため、藤沢市、平塚市、寒川町との相互利用、県立図書館を通じた相互貸借、大学図書館との連携による相互利用を行います。	あり	茅ヶ崎市立図書館運営規則第2条第4号
教育推進部	図書館	子ども読書活動推進事業	令和5年度に策定した「第3次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館以外の場に出向いての事業（アウトリーチ）、ブックスタート事業や学校との連携事業としてブックトーク講師派遣事業等を実施します。 また、図書館で対面での定例的なおはなし会のほか、施設見学や職場体験等の受入れを行います。 さらに、これらの事業を継続するため、読み聞かせボランティア講習会等を開催し、ボランティアの担い手確保、スキルアップに努めます。 このほか、読書活動を支援するため保育園及び児童クラブへの図書貸出及び家庭での読書活動推進の状況を把握するため家庭へのアンケートを実施します。	あり	子どもの読書活動の推進に関する法律第4条、第9条第2項